

# (概要版) 佐野市交通安全計画 (令和4年度～令和7年度)

## はじめに

### 1 計画策定の趣旨

本市における交通事故の発生件数の抑止・死者数の減少を図ることを目的に、交通状況や実態に即した施策を推進するため「佐野市交通安全計画」を策定する。

### 2 計画の位置付け

第2次佐野市総合計画中期基本計画との整合を図り、その他の関連計画と連携しながら、様々な視点から交通安全対策を展開する。

### 3 交通安全の将来像

SDGsの理念を最大限尊重するとともに、究極的には交通事故による死傷者がゼロになることを目指し、各施策を推進する。

### 4 計画の期間

令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間

## 計画の基本理念

### 1 交通事故のない社会を目指して

- ・交通安全の確保は、安全で安心な社会実現のため重要な要素
- ・人命尊重の理念に基づき、究極的には事故のない社会を目指す

### 2 人優先の交通安全意識

- ・交通事故がない社会は、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者が社会的に自立できる社会でもある。そのため、「人優先」の交通安全意識を基本として施策を推進していく。

### 3 交通社会を構成する三要素

- ・目標の実現を図るため、「交通社会を構成する人間」、「車両等の交通機関」、「交通環境」という三つの要素を考慮した施策を策定し、推進する。

### 4 救助・救急活動及び被害者支援の充実

- ・交通事故が発生した場合、被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動、負傷者の治療の充実等を図る。
- ・犯罪被害者等基本法に基づき、被害者支援の充実を図る。

### 5 参加・協働型の交通安全活動の推進

- ・本市が行う施策に市民が参加できる仕組みづくりを行い、地域における特性に応じた取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

### 6 効果的な対策の実施

- ・社会情勢や事故の状況、交通事情の変化に弾力的に対応するとともに、適切な施策を選択し重点的かつ効果的に実施する。

## 第1章 交通安全の目標

### 第1節 道路交通事故の現状と今後の見通し

#### 1 道路交通事故の現状

市町合併以降、事故発生件数、負傷者数は減少傾向にあるが、死者数は増減を繰り返しており、令和2(2020)年には、全体死者数の6割を高齢者が占めている。

#### 2 道路交通事故の見通し

今後も人口の減少及び高齢化の進行が予測されていることから、高齢者が関係する交通事故の増加が見込まれる。

## 第2節 交通安全計画における目標

- ① 令和7(2025)年までに交通事故による年間の発生件数を200件以下にする。
- ② 令和7(2025)年までに交通事故による年間の24時間死者数を4人以下にする。

## 第2章 道路交通の安全についての対策

### 第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点

交通情勢の変化等に対応し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進する。

#### 【重視すべき視点】

#### ①高年齢者及び子どもの安全確保

- ・高年齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合の相違に着目し、それぞれの特性を理解した対策を構築する。
- ・子どもの安全を確保する観点から、未就学児の移動経路や通学路等において、安全・安心な歩行空間の整備を推進する。

#### ②歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上

- ・子どもが日常的に集団で移動する経路、通学路、生活道路及び市街地の幹線道路において、歩行者の安全確保を図る対策を推進する。
- ・自転車利用者について、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を行うほか、交通安全教育等の充実を図る。
- ・自転車の安全利用を促進するため、安全で快適な自転車通行空間の確保を進める。

#### ③生活道路における安全確保

- ・全ての歩行者や自転車が安全で安心して通行できる環境を確保する。
- ・自動車の速度抑制を図るための道路交通環境整備のほか、幹線道路を通行すべき自動車の生活道路への流入を防止するための対策等を推進する。

#### ④地域が一体となった交通安全対策の推進

- ・地域社会のニーズと交通情勢の変化を踏まえ、関係団体、市民等との協働により、交通安全運動の推進や地域に根ざした交通安全の課題の解決に取り組む。

### 第2節 講じようとする施策

#### 1 道路交通環境の整備

#### (1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

- ア 生活道路における交通安全対策の推進
- ・生活道路への通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間を確保する。
  - ・安心して移動できる歩行空間の整備や道路標示の高輝度化等を行う。
  - ・公安委員会との連携により、エリア内への通過車両の抑制対策を実施。
- イ 通学路等における交通安全の確保
- ・「通学路安全対策プログラム」等に基づく継続的な取組み及び道路交通実態に応じ、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。
- ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備
- ・高齢者、障がい者等の円滑な移動を阻害する要因となる段差、傾斜・勾配の改善や放置自転車等の撤去を行い、通行の安全を確保する。

## **(2)幹線道路における交通安全対策の推進**

事故発生の多い幹線道路の区間等を、警察と道路管理者等が連携して事故抑止対策を実施する。

## **(3)交通安全施設等の整備事業の推進**

中長期的な視点に立った老朽施設（カーブミラー、街路灯、防護柵等）の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコスト（生産費用）の削減等を推進する。

## **(4)高齢者等の移動手手段の確保・充実**

高齢者を始めとする地域住民の移動手手段を確保するため、公共交通ネットワークの構築及び、持続可能な移動手手段の確保や充実を図るための取組を推進する。

## **(5)歩行空間のユニバーサルデザイン化**

駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、歩行空間のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を推進し、安全・安心な歩行空間を整備する。

## **(6)自転車利用環境の総合的整備**

自転車利用環境の総合的な整備を推進するとともに、適正な自転車の駐車に関する啓発活動、放置自転車撤去等の推進を図る。

## **(7)災害に備えた道路交通環境の整備**

地震や豪雨等の災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

## **(8)総合的な駐車対策の推進**

駐車規制の点検・見直しを行うなど、きめ細かな駐車規制を推進しながら、総合的な駐車対策を推進する。

## **2 交通安全意識の高揚**

子ども、高齢者、障がい者等に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てる。

また、交通安全教育・普及啓発活動では、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れるなど、必要な情報を分かりやすく提供する。

### **(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進**

幼児から高齢者まで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。

### **(2)効果的な交通安全教育の推進**

社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえながら、動画の活用など非対面型の学習機会を提供する等、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

### **(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進**

「交通安全県民総ぐるみ運動の推進」

「横断歩行者の安全確保」

「自転車の安全利用の推進」

「自転車損害賠償保険の普及徹底」

「後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底」

「チャイルドシートの正しい使用の徹底」

「反射材用品等の普及促進」

「飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立」

「効果的な広報の実施」

「その他の普及啓発活動の推進」

#### **(4)交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進**

交通安全指導者の養成等の事業、諸行事に対する援助、交通安全に必要な資料の提供を充実させるなど、主体的な活動を促進する。

#### **(5)地域における交通安全活動への参加・協働の推進**

交通安全意識の高揚に当たっては、住民との連携を密にした上で、地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。

### **3 安全運転の確保**

運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努め、特に高齢運転者に対する教育等の充実に努める。

### **4 道路交通秩序の維持**

交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危険性の高い違反や、駐車違反等の迷惑性の高い違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。

#### **(1)交通の指導取締りの強化等**

- ・交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反に重点を置いた指導取締り。
- ・飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組。
- ・自転車利用者による違反等に対して積極的に指導警告。

#### **(2)暴走族等対策の推進**

- ・暴走族等の実態が的確に広報されるよう努める。
- ・暴走族等加入させないための指導や環境づくり等を積極的に行う。
- ・暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。

### **5 救助・救急活動の充実**

救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保し、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。

#### **(1)応急手当の普及啓発活動の推進**

心肺蘇生法、AED（自動体外式除細動器）の使用などを含めた応急手当の知識や実技の普及を図るため、消防機関等が行う講習会等の普及・啓発活動を積極的に推進する。

#### **(2)救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実**

救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練を推進する。

#### **(3)救急関係機関の協力関係の確保等**

救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図る。

### **6 被害者支援の充実と推進**

- ・自転車に係る損害賠償保険等への加入について普及啓発活動を推進する。
- ・関係機関と連携し交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させる。

### **7 計画の推進**

- ・各行政機関や関係機関・団体が緊密な連携を図るとともに、目標実現に向けた取組を主体的に展開しその効果の検証を行う。
- ・情報の共有や意見交換を行い、より効果的な交通安全対策の取組を進める。